

のつはる天空広場利用ガイド

Notsuharu Open Space Users' Guides



【お問い合わせ】

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

大分市企画部スポーツ振興課

TEL 097-537-5650

E-mail : sportsuisin@city.oita.oita.jp

《 目 次 》

1. のつはる天空広場の概要 1

2. 広場の許可申請 5

3. 利用までの流れ 7

4. 利用基準 9

5. 使用料金 14

6. 概略図 15

7. 様 式 17

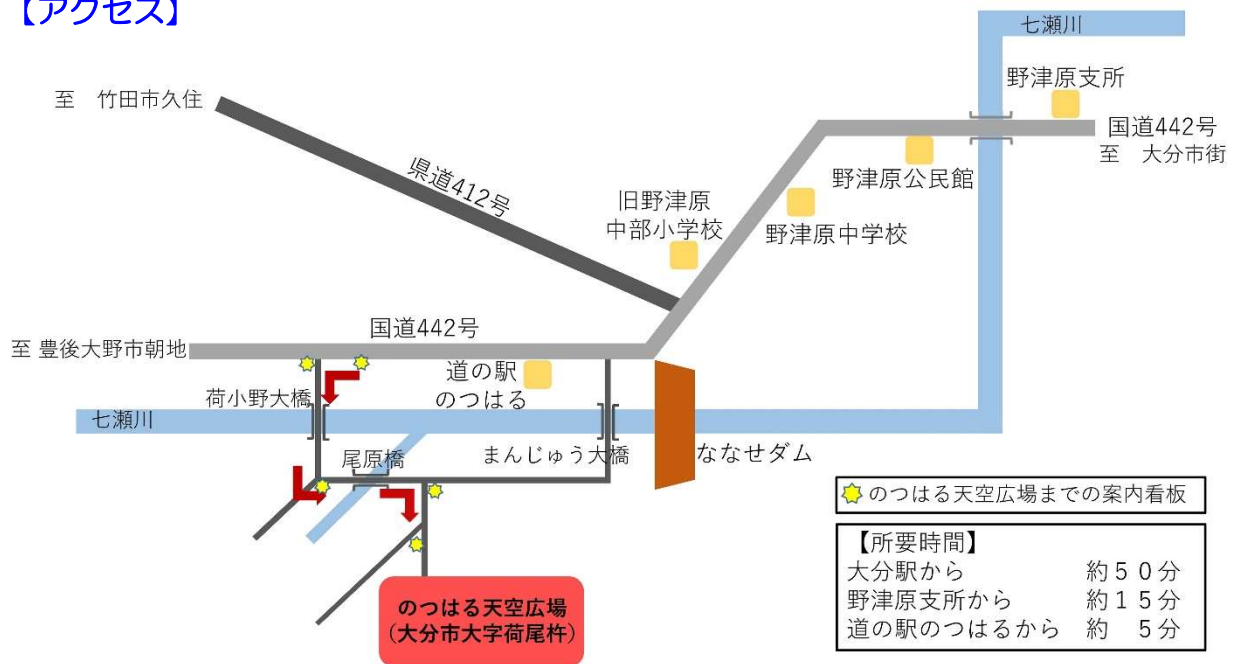
1. のつはる天空広場の概要

のつはる天空広場は、大分川ダム水源地域整備計画に基づき、平成29年度より、ななせダム（旧名称：大分川ダム）堤体に使用した土（コア材）を採取した山の跡地を市民の交流の場として、スポーツや音楽イベントなど多目的に利用できる広場として整備し、令和2年3月に完成、令和2年7月18日より供用開始しています。

のつはる天空広場は、上段の「展望広場」と下段の「天空広場（多目的広場）」で構成されており、天空広場には、人工芝グラウンド、野外ステージ、駐車場、トイレなどを備えています。

※大分川ダム：事業完了後、令和2年4月より「ななせダム」へ名称変更。

【アクセス】



「コア材」とは？



のつはる天空広場

大分市大字荷尾杵896番1



【利用可能期間・時間】

◆期 間： 1月4日～12月28日

◆時 間： 4月1日～ 9月30日 6:00～18:00

10月1日～ 3月31日 7:00～17:00

※ ナイター設備はありません。

※ 原則上記時間内となりますが、使用時間が上記以外になる場合は事前協議が必要です。

【展望広場】

◆面積約16,000㎡（真砂土）

グラウンド・ゴルフ、イベント、臨時駐車場など

◆駐車場：普通車27台 ◆トイレ無し ◆備品なし

◆手洗い場 1箇所（蛇口5個） ◆電源なし



【天空広場（多目的広場）】

◆面積約18,000㎡（人工芝・真砂土）

サッカー、ソフトボール、グラウンド・ゴルフ、イベントなど

◆駐車場：バス33台、普通車93台 ◆トイレ有り（2箇所：ステージ横トイレ含む）

◆電源なし ◆自動販売機2台（清涼飲料水） ◆水道 3箇所（蛇口各1個）

◎ 第1グラウンド（人工芝）

公式サッカーが可能な広さ約10,000㎡（少年サッカー2面可能）

◎ 第2グラウンド（真砂土）

少年サッカー1面が可能な広さ約7,000㎡



◆ 主な備品一覧 ◆

備品	個数	備考
サッカーゴール	4対	一般用1対、少年用3対
コーナースタック	12本	
ラグビーゴール	1対	運搬用台車有り
グラウンド用仕切りついたて	75台	
シェルター（移動式）	6台	ベンチの日除け用
ベンチ（移動式）	24基	
グラウンドレーキ	12本	アルミ7本、木5本
ライン引き	1台	石灰は使用者にて準備
ソフトボール用ベースセット	1セット	

※使用した設備・備品などを毀損・汚損・滅失した場合は賠償していただく場合があります。

※その他必要な設備等は使用者において準備することになりますが、事前協議が必要です。

【野外ステージ】

◆面積延べ826.68㎡

(鉄筋コンクリート造平家建、膜屋根鉄骨造)

◆マイクコンセント3口 ◆スピーカーコンセント2口

◆電源コンセント4口

◎ ステージ、控室、多目的ルーム、化粧室、トイレあり



◆ 主な備品一覧 ◆

備品	個数	備考
ミーティングテーブル(円形)	2台	
ミーティングテーブル(長方形)	16台	
椅子	59脚	
パネル(ついで)	2台	
ホワイトボード	3台	
クリーンロッカー	2台	
コートスタンド	1台	
リビングボード(書棚)	4台	
放送アンプ	1台	アナログ
マイクロフォン(マイク)	3本	ワイヤレス2本、有線1本
舞台袖(支柱・パネル)	1式	運搬用台車あり

※使用した建物・設備・備品などを毀損・汚損・滅失した場合は賠償していただく場合があります。

※その他必要な設備や備品は使用者において準備することになりますが、事前協議が必要です。

2. 広場の許可申請

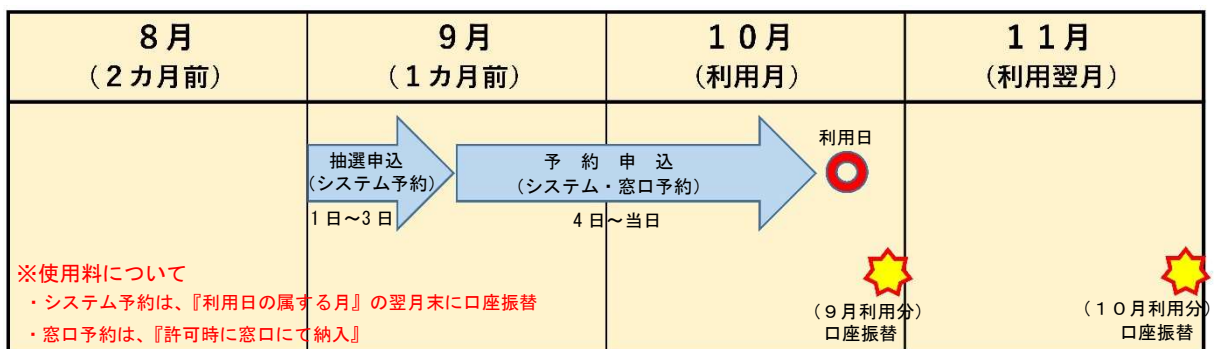
広場を使用する場合は許可が必要です。

『展望広場』の使用については、利用内容を問わず、予約前にスポーツ振興課へ連絡をしてください。（公共施設案内予約システムからの予約はできません）。

『天空広場（多目的広場）』をサッカーなどスポーツで使用する場合は、公共施設案内予約システムまたは、大分市役所スポーツ振興課及び次ページに記載する公民館等の窓口で予約申請が可能です。

使用料は、窓口予約の場合は予約申請後、使用許可書発行の際に現金にてお支払いいただきます。公共施設案内予約システムでの予約申請の場合のお支払いは、利用日の属する月の翌月末に口座振替となります（事前に登録手続きが必要）。

○イベント等以外での使用の場合（スポーツなど）



※既納の使用料は原則返還しません。

※システム予約の場合、許可後5日以内であればキャンセルは可能です。5日を過ぎた場合、使用しなくても使用料が発生します。

『天空広場（多目的広場）』をイベントや楽器演奏等の大きな音の出る場合の使用など、スポーツ以外の目的で使用する場合は、事前にスポーツ振興課へ連絡をしてください（公共施設案内予約システムからの予約はできません）。

開催予定月前の 12 か月から6か月までの間に、イベント等事前協議書（別紙様式）及びイベント等の計画書を持参し、大分市役所スポーツ振興課へ事前協議をしてください。イベント内容の是正等が必要となる場合もあります。内容を確認し許可が可能と判断後に窓口にて予約申請をしていただきます（仮予約）。

※令和2年度内に実施するイベント等の事前協議は随時受け付けます。

○イベント等での使用の場合



※既納の使用料は原則返還しません。

◆窓口予約ができる場所◆

スポーツ振興課	大分市荷揚町2番31号（市役所5階）	097-537-5650
野津原公民館	大分市大字野津原2885番地	097-588-0043
南大分体育館	大分市大字豊饒380番地	097-546-7010
日吉原体育館	大分市大字久原	097-593-3311

※開庁（開館）時間に限ります。

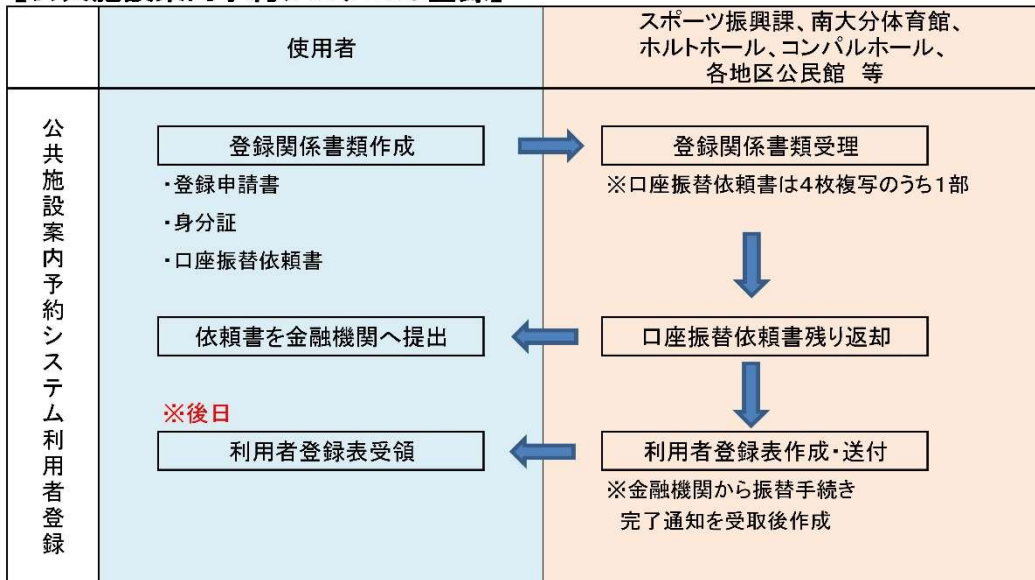
◆イベント等の事前協議場所◆

スポーツ振興課	大分市荷揚町2番31号（市役所5階）	097-537-5650
---------	--------------------	--------------

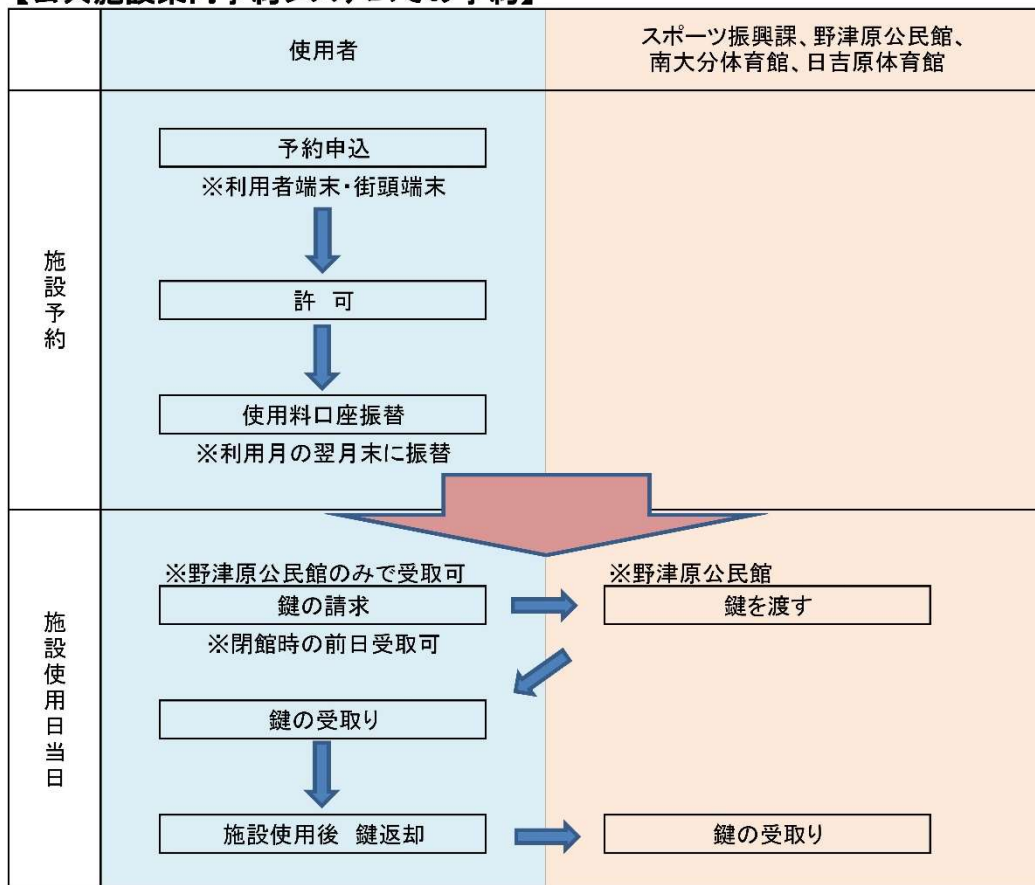
※開庁時間に限ります。

3. 利用までの流れ

【公共施設案内予約システムの登録】

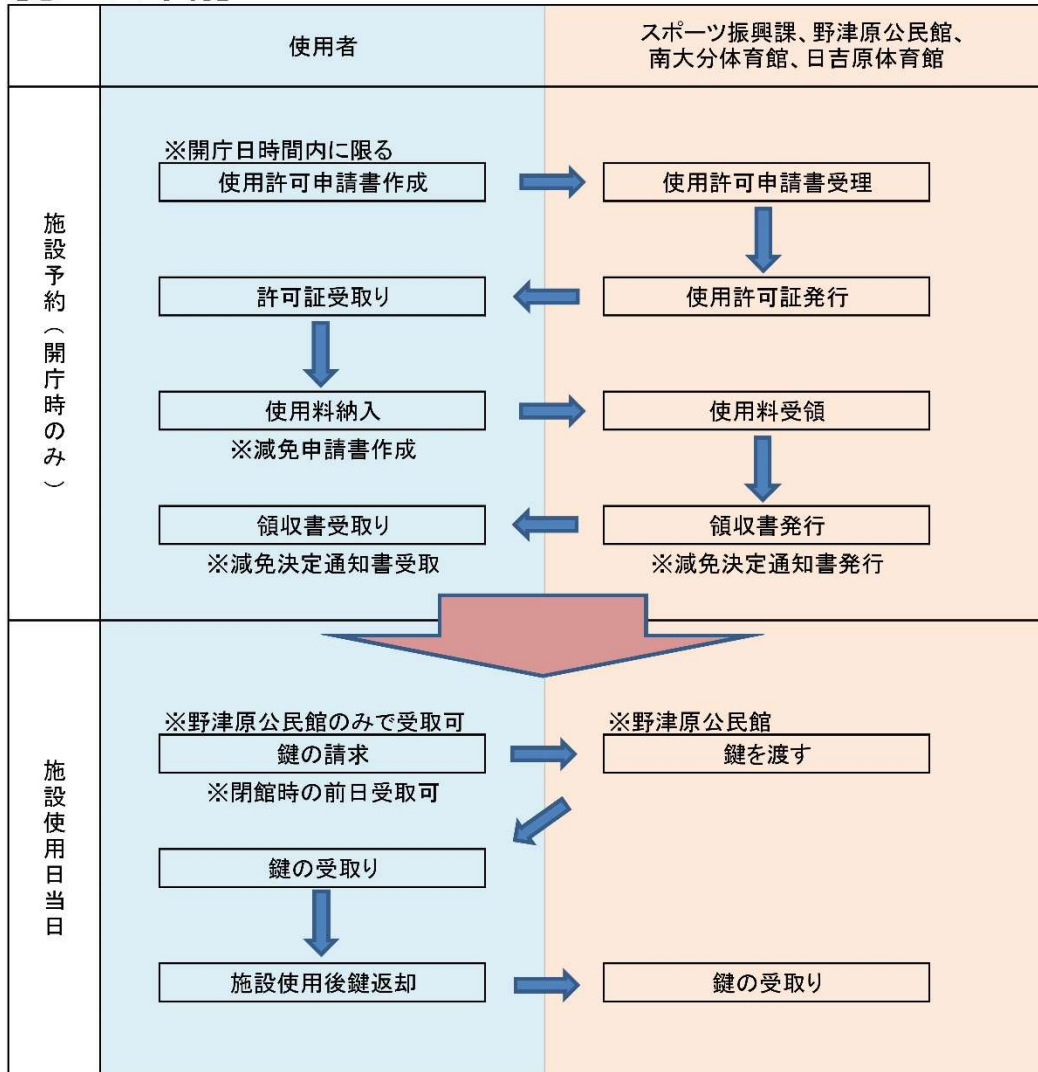


【公共施設案内予約システムでの予約】



※使用料は口座振替となります。

【窓口での予約】



【施設の鍵】 ※使用許可証の提示

野外ステージを使用する場合は野津原公民館にて鍵の受領及び返却をしていただきます。

必ず、使用許可証を提示して鍵を受け取ってください。当日の開館時間内に受領ができないときは前日の受領もできます。グラウンドのみを使用する場合、鍵は必要ありません。

なお、鍵を毀損・汚損・滅失した場合は賠償していただく場合があります。

4. 利用基準

【禁止行為】

使用者は、次に掲げる行為をしてはなりません。ただし、協議の上、あらかじめ管理者の許可を得たものについては、この限りではありません。

- ① 他人に迷惑をかけ、危害を及ぼす恐れがある行為をすること。
- ② 商品の紹介、勧誘、物品販売、営業行為をすること。
- ③ 建物、設備及び器具等を毀損する恐れがある行為をすること。
- ④ 暴力排除の趣旨に反すると認められる行為をすること。
- ⑤ ガソリン、プロパンガス、火薬類等引火、爆発の恐れのある物を使用すること。
- ⑥ 施設及び器具等に貼り紙、釘打ち等の行為をすること。
- ⑦ 冠婚葬祭や宗教的宣伝または、特定の団体の主義主張を訴える行為をすること。
- ⑧ 音、におい、振動等により他の使用者に著しく不快を与えるおそれのある行為をすること。
- ⑨ その他、広場の管理上支障があると認められる行為をすること。

【車両の乗り入れ及び資材等の搬入搬出】

- ① 広場内の人工芝及び真砂土部分に乗り入れることができる車両の重量は、積載荷重を含み4 t 未満とし、搬入ルートや停車位置について管理者の指示を受けてください。重量が4 t を超える場合は協議が必要となります。
- ② 広場内の車両の通行については最徐行とし、安全確保に努めてください。
- ③ 資材等の搬入搬出の際は、ステージ、人工芝、樹木、フェンス、外灯、ベンチ、駐車場、路面（インターロッキング）、設置備品等の広場内施設が汚れたり破損したりしないよう十分な措置を行ってください。
- ④ 人工芝部分では、停車時にハンドルを切ることはしないでください。
- ⑤ 駐車時はエンジンを停止してください。
- ⑥ 資材等の積込み、積おろし時間以外はグラウンド内に駐車することはできません。

【テント等の設置撤去】

テント等とは、テント、コンテナ、テーブル、イス、看板、発動発電機、ごみ箱、スピーカー及びそれらを固定または支えるおもり等、広場に持ち込み設置・配置に必要な全てのものを指します。

- ① 原則人工芝部分へのテント等の設置はできません。設置をする場合は協議が必要です。ただし、パイプいすや折り畳み机等の軽量かつ簡易なものを除きます。
- ② テント等の設置にあたっては、ステージ、人工芝、樹木、フェンス、外灯、ベンチ、駐車場、路面、設置備品等の広場内施設が汚れたり破損したりしないよう十分な措置を行ってください。
- ③ テント等は路面等が破損しないよう、コンクリートパネルやクッション材等で養生を行い設置してください。ただし、パイプいすや折り畳み机等の軽量かつ簡易なものを除きます。
- ④ テント等を設置する際は、強風等による転倒防止のため、テント等の各足にウェイトを設置するなどの措置をしてください。人工芝部分では打ち込みによる固定はできません。
※のつはる天空広場は非常に風が強い日があります。
- ⑤ 人工芝部分で飲食を行う場合は、必ずシートなどで人工芝面を覆い養生してください。
- ⑥ 使用内容により、広場の人工芝や路面及び施設が汚れるおそれがあるときは、汚れないような措置をとってください。
- ⑦ 発動発電機等の排気を伴う設備や車両の配置については、広場内の施設及び利用者に排気がかからないよう措置をしてください。
- ⑧ 電源コード等は足がひっかからないように必ず養生シートなどで安全対策の措置をしてください。
- ⑨ 広場内の施設や樹木には、はり紙や看板の設置、防護柵等の設置やロープ等の巻付けなどはしてはいけません。ただし、防球フェンスの支柱部分（網部分は不可）であればロープ等の巻き付けをしてもかまいません。

【備品等の撤収及び清掃】

- ① 複数日にわたって広場を使用する場合は、一日の利用が終了後、養生等必要な措置を行い、盗難やいたずら、雨風への暴露等による被害が発生しないよう配慮してください。
- ② 使用前に広場内にあった備品は広場内の元の場所へ、倉庫にあった備品は倉庫の元の場所へ収納してください。※原状回復が原則。
- ③ イベントなどで出たゴミは全て使用者（主催者）で撤収してください。
※ゴミ箱を複数の場所に設置するなど工夫してください。
- ④ 使用後は、広場内の施設や路面の汚れなどの清掃を行ってください。※原状回復が原則。
- ⑤ 第2グラウンド（真砂土）を利用した際及び展望広場を駐車場やイベント等に利用した際は、許可時間内にグラウンド整備を行ってください。

【火気の取り扱い】

- ① ガソリン、プロパンガス、火薬類等の引火、爆発のおそれのある危険な物の使用は原則禁止します。（関係法令による手続き等により許可する場合があります）
- ② 人工芝面では、プロパンガスなど火気の使用を禁止します。
- ③ 広場内ではたき火等の直火（グラウンドなどで直接火を起こすこと）の使用は禁止します。
- ④ 火気使用時は周囲へ火の粉やすず、油等が飛散しないように配慮してください。
- ⑤ グラウンド内及び野外ステージ内は全面禁煙です。

【音の配慮】

- ① 音響設備などの持ち込みは事前に相談をしてください。
- ② 音量には十分に配慮してください。音楽イベントなど規模や内容によっては使用者（主催者）に広場に隣接する周辺地区（住民）への事前連絡（説明）をしていただきます。
- ③ 複数の露店が並んで出店する場合、音響機器などを使用してPRする場合は、他の出店者に迷惑がかからない音量としてください。
- ④ 音による苦情等があった場合は、音量を下げるなどの対応をしてもらうことがあります。
- ⑤ スピーカーの位置・向きなどは必ず管理者の指示を受けてください。
- ⑥ 発動発電機等の音が発生する機械は低騒音型を使用するとともに、覆いをかけるなどの防音対策を行ってください。

【照明・光の配慮】

- ① 広場内に照明機材を設置する場合は、周辺環境に配慮してください。むやみに、光を広場の外に向けて投射しないでください。

【関係機関への届出・周知等】

- ① 広場利用に係る関係法令は遵守してください。
- ② 露店などで、火気を使用し食品等を販売する場合は、関係法令に基づき、消防署、保健所など関係機関への手続きをしてください。（グラウンド内の露店設置は真砂土部分に限る）
- ③ イベント告知看板等を国道や市道に設置する場合は関係機関への手続きをしてください。
- ④ 音やにおいが発生する場合は、広場に隣接する周辺地区（住民）への事前連絡を行い、十分な調整を図っていただく場合があります。

【駐車場整理及び渋滞対策について】

- ① イベント時、集客数分の駐車場が確保できない場合などにおいては、使用者（主催者）においてシャトルバス等での送迎の対応をしていただく場合があります。
- ② 周辺部（特に国道）での渋滞が考えられる場合などにおいては、使用者（主催者）において国道、市道、広場内などに警備員を配置していただく場合があります。

【野外ステージ（多目的ルーム等）の使用について】

- ① 各ドアを開錠する前に、警備会社に電話連絡を行ってください。
- ② 複数日にわたってステージ（多目的ルーム等）を使用する場合は、一日の利用が終了後、エアコンや電灯を消灯してください。また、必ず施錠をしてください。
- ③ 使用後はステージ（多目的ルーム等）や倉庫内にあった備品は元の場所へ（可動間仕切り壁の使用も同様）収納してください。※原状回復が原則。
- ④ 舞台袖（支柱・パネル）は使用者（主催者）において設置・撤去をしてください。
- ⑤ 使用中に出たゴミは全て使用者（主催者）で撤収してください。
- ⑥ 使用後はステージ内の床面の汚れなどの清掃を行ってください。※原状回復が原則。

【電源及び水道について】

- ① 広場内に電源はありません。必要な場合は発動発電機を使用者（主催者）において用意してください。（ステージは電源があります）
- ② 水道（蛇口）は、展望広場に手洗い場が1箇所（蛇口5口）、天空広場に3箇所あります。

【その他】

- ① 使用者（主催者）は、利用者（一般客）へ、「禁止行為」に書かれていることを遵守させてください。
- ② 現地に、使用者（責任者）が必ず常駐し、利用に起因する事故や苦情等については、速やかに解決処理してください。解決に至らない場合、使用を中止することがあります。
- ③ 広場の使用中における事故や盗難、スタッフや来訪者の怪我等については、市は一切の責任を負いません。万が一に備え、使用者（主催者）の責任において事前に関連する各種保険に加入するなどの対応をしてください。

【使用許可の取消し】

以下の項目に該当すると判断した場合は、使用許可を取消しする場合があります。

- ① 使用の許可を受けた者が、他人に使用の権利を譲渡した場合。
- ② 偽りその他不正な手段により許可を受け（許可申請書への虚偽記載など）、又は許可の条件に違反した場合。
- ③ のつはる天空広場条例及びのつはる天空広場条例施行規則に違反した場合。

5. 使用料金

【料金表】

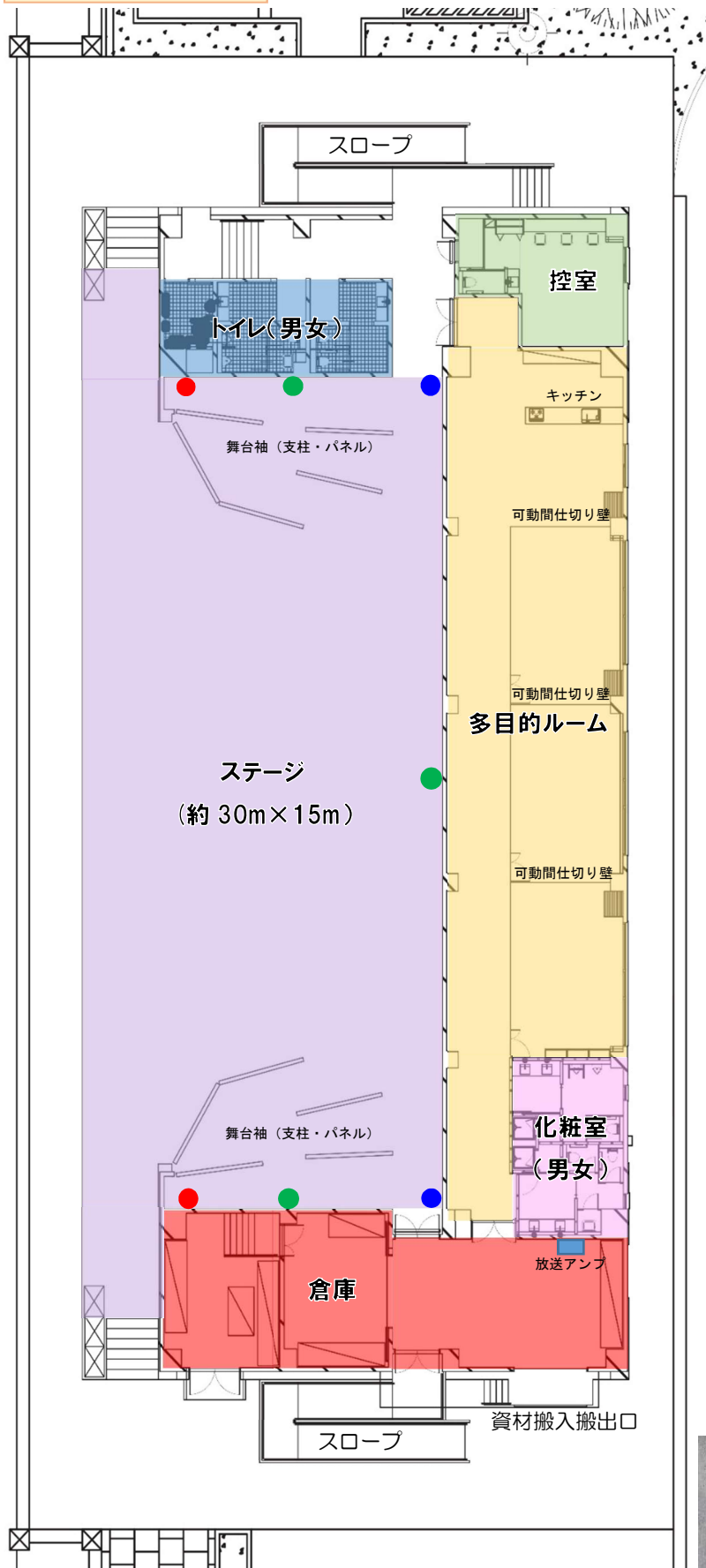
区 分		単 位	使用料	摘 要
展望広場		1 時間	310円	1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。 2 入場料（前売券面額をいい、前売券のない場合は、行事の当日に入場者から領収する金額をいう。）又は会費を徴収して使用する場合は、最高入場料又は会費の額の50人分を加算する。
天空広場 (多目的広場)	第1グラウンド (人工芝)	1 時間	1,350円	
	第2グラウンド (真砂土)	1 時間	310円	
	ステージ	1 時間	220円	
	多目的ルーム	1 時間	330円	
	化粧室 (シャワー室付)	1 時間	220円	
	控室	1 時間	110円	
	放送設備	1 回	110円	

【減免規定】

以下の場合、使用料を減免することができます。

- ① 市が主催または共催する行事に使用する場合 【全額】
- ② 国など他の地方公共団体や公共的団体などが、公用や公益事業に使用する場合 【全額】
(公共的団体：市体育協会、中学校体育連盟、大分市スポーツ少年団、自治会)
- ③ 学校教育法（第1条）に規定する学校が学校教育活動で使用する場合 【全額】
- ④ 市内の障害者（団体・個人）が総会や文化活動等で使用する場合 【全額】
(総会：団体が構成員を対象として行う総会または研修会、勉強会など)
(文化活動等：レクリエーション活動及びスポーツ活動)

ステージ (詳細)



ステージ



控室



多目的ルーム



化粧室



倉庫



トイレ

- スピーカーコンセント
- マイクコンセント
- 電気コンセント



7. 様式

- ① のつはる天空広場使用許可申請書 (様式第1号)
- ② のつはる天空広場使用料減免申請書 (様式第3号)
- ③ のつはる天空広場使用料返還申請書 (様式第5号)
- ④ 汚損(毀損・滅失)届 (様式第7号)
- ⑤ のつはる天空広場イベント事前協議書

様式第1号（第2条関係）

のつはる天空広場使用許可申請書

年 月 日

大分市長 殿

申請者 住 所
 (所 在 地)
 氏 名
 (団体名及び代表者名)
 担 当 者 名

電話番号

電話番号

次のとおり使用したいので、のつはる天空広場条例及びのつはる天空広場条例施行規則を承諾の上申し込みます。

催物の名称				
使用目的				
使用年月日	使用時間	施設名 (人数)	使用料	計
申請者確認欄		合計		
備考				

のつはる天空広場使用料減免申請書

年 月 日

大分市長 殿

住所（所在地）

申請者

氏名（団体名及び代表者名）

（印）

（記名押印又は署名）

年 月 日付け申請ののつはる天空広場の使用の許可に係る使用料について、次のとおり減免を受けたいので申請します。

使用目的	
使用時間	年 月 日 時 分から 日（ 時間） 年 月 日 時 分まで
使用施設	
減免を必要とする理由	
使用料の額	円

のつはる天空広場使用料返還申請書

年 月 日

大分市長 殿

申請者 住 所（所在地）
氏 名（団体名及び代表者名）
（記名押印又は署名）
電話番号

（印）

のつはる天空広場の使用の許可に係る使用料について、次のとおり返還を受けたいので申請します。

使用許可年月日	
使用施設	
使用時間	年 月 日 時 分から 日（ 時間） 年 月 日 時 分まで
使用を取りやめた理由	
既納の使用料の額	円
返還申請金額	円

汚損（毀損・滅失）届

年 月 日

大分市長 殿

届出者

住 所（所在地）

氏 名（団体名及び代表者名） (印)

（記名押印又は署名）

電話番号

のつはる天空広場の施設（設備・器具）を次のとおり汚損（毀損・滅失）したので届け出ます。
ついては、のつはる天空広場条例第12条の規定により指示に従い賠償します。

- 1 汚損（毀損・滅失）した日時
- 2 汚損（毀損・滅失）した施設（設備・器具）の名称及び数量
- 3 汚損（毀損・滅失）の内容又は程度

のつはる天空広場イベント等事前協議書

行為の名称 (イベント名等)			
主催者名 (団体名・代表者名)		連絡先	
担当者(責任者)		連絡先	
使用期間 (使用時間)	設営	年 月 日～	年 月 日 (時～ 時)
	実施	年 月 日～	年 月 日 (時～ 時)
	撤去	年 月 日～	年 月 日 (時～ 時)
概 要			
使用形態	一般利用 ・ 商業利用		
使用場所	展望広場 ・ 天空広場(多目的広場) ・ ステージ		
持込機材・設備等			
使用内容(イベントの種別や内容について、現時点での予定をできるだけ詳細に記載)			

※枠の中を記入し、イベント計画書(配置図等)やイベント時のパンフレットなどを添えて提出してください。
※別紙項目について、担当者と協議を行い、受付印を押印した写しを必ずお持ち帰りください。

使用にあたっての遵守事項等

※関係する項目にチェックを入れること。

- グラウンド内に乗り入れ可能な車両の重量は、積載荷重を含み4 t未満、超える場合は協議が必要
- 資材等の搬入搬出の際は、備品等を含む広場内施設が汚れたり破損したりしないよう十分な措置を行う
- 資材等の積込積卸時間以外はグラウンド内に駐車はできない
- 人工芝部分では、停車時にハンドルは切らない
- テント等は路面等が破損しないようクッション材等で養生を行い、各足にウェイトを設置する
- 人工芝部分にテント等の設置は原則できない。設置する場合は事前に協議する
- 電源コードなどは足が引っかからないように必ず養生シート等で安全対策を実施する

- 支柱を除く広場内施設や樹木等に、はり紙や看板の設置、防護柵の設置やロープの巻付け等はいできない
- 人工芝部分ではプロパンガスの使用を禁止する。たき火等の直火は広場内において禁止する。
- 音響設備の持ち込みは事前相談する
- 音やにおいが発生する場合は、隣接する周辺地区へ事前に周知を行い十分な調整を行う
- 音による苦情等があった場合は、音量を下げる等適切な措置を行う
- 広場内に照明機材を設置する場合は、周辺環境へ配慮し、むやみに広場の外に投射しない
- 広場の使用に係る関係法令等の遵守は全て使用者(主催者)の責任において対応する
- 食品及び火気を使用する場合は、消防署、保健所など関係機関へ手続きを行う
- イベント告知などの看板等を国道や市道等に設置する場合は管理者へ必要な手続きを行う
- 周辺部での渋滞が考えられる場合は使用者(主催者)において公道部や広場内に交通誘導員を配置する
- 使用者(主催者)は現地に責任者を必ず常駐させ、イベント中は必ず責任者と連絡が取れるようにする
- イベント中の苦情対応に不備がある場合は利用を即時中止する
- イベント等で発生したゴミは全て使用者(主催者)において撤収を行う (ゴミ箱の設置)
- 原状回復に不足がある場合は、使用者(主催者)の責任において現状回復する
- 広場の使用に起因する事故や苦情等は使用者(主催者)又は責任者において速やかに解決処理する
- 使用者(主催者)は事前に関連する各種保険に加入する
- 広場の使用中におけるスタッフや来訪者の事故やケガについて市は一切の責任を負わない

その他特記事項

(受付印)

対応者: _____